

統合賠償責任保険



土木工事業のみなさまの賠償責任保険



土木工事業のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

土木工事業のみなさまを取り巻く賠償事故の例

● 工事中 他人に対する賠償事故の例



- 工事現場を囲む柵が開いていたために、子供が工事現場内に入り込み、竖穴に落下して重度の後遺障害を負ってしまった。

損害額 **5,000万円**

- 工事案内の看板が倒れてしまい、通行中の自動車にキズをつけてしまった。

損害額 **30万円**

さらに



事故を直接の原因とする工事遅延により契約書上の違約金を支払うことになった。

損害額 **60万円**



事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

● 工事中 管理財物に対する賠償事故の例

- 工事現場で借りていた工具を誤って壊してしまった。

損害額 **150万円**



- 工場現場内でリース契約により借りていたショベルカーを誤って転倒させ、壊してしまった。

損害額 **900万円**

● 工事後 他人に対する賠償事故の例

- 下水道管敷設工事の埋め戻し作業に施工ミスがあり、道路が一部陥没したため、通行中の自転車が転落して子供にケガをさせてしまった。



損害額 **150万円**

さらに



埋め戻し作業をやり直すために費用が発生した。

損害額 **180万円**

● その他の賠償事故の例



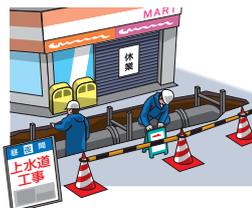
工事中に下請の工事業者が、他の下請業者が持ち込んだ機材を壊してしまった。

損害額 **75万円**



工事中にクレーンが倒れてしまった。周囲に損害はなかったが、片づけ作業をしている間、近隣店舗で休業による収益減少が生じた。

損害額 **200万円**



上水道工事に不備があり、断水してしまった。他に被害はなかったが、復旧するまでの間、周辺の店舗で休業による収益減少が生じた。

損害額 **150万円**

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

● 被害事故の例



自動車が工事現場に突っ込み、置いていた建設機械を壊されたが、賠償に応じてくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **60万円**

ビジサポ で補償される内容

土木工事業のみなさまが、施設の管理、工事などの業務の遂行、工事の結果による事故によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1



施設が原因で生じた事故と工作中的の行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約I
施設業務危険補償



基本特約Iで補償される事故が発生し、その事故の発生した日の翌日から30日以内に履行期日が到来する工事において、履行期日の翌日から6日以上遅延した場合、請負契約書に基づく違約金が補償されます。

▶ 工事遅延損害補償特約



管理財物*の損壊、紛失、盗取または詐取について、その財物の正当な権利者(所有者等)に対して負担する損害賠償責任が補償されます。

※他人から借用した財物や発注者等から支給された財物等、被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。自動車は被保険者(補償を受けられる方)の仕事が行われる場所にある借用した施設内専用車等を除き、補償の対象に含まれません。

▶ 管理財物拡張補償特約



基本特約Iでは、記名被保険者の仕事が請負事業の場合、被保険者に下請負人が含まれますが、被保険者間に生じた損害賠償責任は補償対象外です。この特約では、記名被保険者が元請負人である場合に元請負人と下請負人との間や下請負人間で生じた財物の損壊による損害賠償責任が補償されます。

▶ 請負業交差責任補償特約



基本特約Iの事故により、他人の財物*を滅失、破損または汚損しなくても、他人の財物を使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任が補償されます。

※被保険者が使用または管理する財物を除きます。

▶ 使用不能損害拡張補償特約(基本特約I用)



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者の使用人等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」が補償されます。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

2



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故が補償されます。

基本特約II
生産物完成引渡危険補償



他人の身体の障害や財物の損壊について基本特約IIにより保険金がお支払いされる場合に、その原因となった「つくった物や仕事を完了して引渡した物」(生産物)自体の損壊またはその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、交換などの費用が補償されます。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



基本特約IIの事故により生産物が全く使用できなくなったことを原因として、生産物以外の他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任が補償されます。

▶ 使用不能損害拡張補償特約(基本特約II用)

3

法律上の損害賠償金のほか、損害賠償に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



保険金のお支払い対象となる可能性のある事故が発生し、その結果として他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担した事故対応費用*が補償されます。

※事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用をいいます。

▶ 事故対応費用補償特約(基本特約I用・基本特約II用)

■ マークが付いている特約の詳細につきましては、ビジサポパンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474

24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。